# 国保年金課からのお知らせ

国保年金課　☎0738-23-5530

## ～会社を退職された方へ～国民年金の手続きはお済みですか？

　20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。会社を退職されたときは、厚生年金（または共済年金）から国民年金への変更の届出が必要です。

　会社を退職された方に扶養されている夫または妻も、国民年金への変更の届出が必要です。

　国保年金課で手続きしてください。

　※退職と同時に会社員（または公務員）の配偶者に扶養される場合は、配偶者の勤務している会社（または共済組合）への届出が必要です。

　★国民年金保険料額（定額）：月額　16,540円（令和２年度）

## ～国民年金保険料の納付が困難な方へ～

　保険料を納めることが困難な場合、保険料の納付猶予、全額または一部（４分の１、半額、４分の３）の保険料が免除になる制度があります。

### 退職（失業等）により納付が困難な方

**◆対　象**　申請者本人、世帯主または配偶者のいずれかが退職（失業等）された方

※退職（失業等）された方の前年の所得をゼロとして審査します。

**◆納付が免除される期間**

失業等のあった月の前月から翌々年６月まで

**◆免除等申請ができる期間**

・過去期間…申請書が受理された月から２年１か月前（既に保険料が納付済の月を除く）まで

・将来期間…翌年６月（１月～６月に申請したときは、その年の６月）分まで

ただし、1枚の申請書で申請できるのは、７月から翌年の６月までの12か月間となります。必要に応じて年度ごとに申請書を提出してください。

**◆手続きに必要なもの**

・雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票、退職辞令など

・本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、年金手帳など）

### 新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方

**◆対　象**　申請者本人、世帯主、または配偶者が以下のいずれにも該当する方

・新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少

※令和２年２月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと

・所得が相当程度まで下がった場合

※令和２年２月以降の所得等の状況からみて、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること

**◆納付が免除される期間**

令和元年度分として…令和２年２月分から令和２年６月分

令和２年度分として…令和２年７月分から令和３年６月分

**◆手続きに必要なもの**

・所得の申立書

・本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、年金手帳など）

**詳しくは国保年金課 年金係（☎0738-23-5530）までお問い合わせください。**